

<経営管理実施権配分計画の取消し>

別記様式第 24 号（計画を取り消す際の公告（第 41 条））

公 告

令和 5 年 3 月 27 日に、下記森林に関して定められた経営管理実施権配分計画を取り消したため、森林経営管理法第 41 条の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

西川町長 菅 野 大 志



記

1 経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
配 R3-1 (集 R2-11)	西川町大字 入間字小高 2025-9	152-ニ-13-1、 152-ニ-13-1-2	山林	0.13	
	西川町大字 入間字小高 2025-6	152-ニ-20-1～ 152-ニ-20-10	山林	2.69	
計	2 筆			2.82	

2 経営管理実施権配分計画を取り消した理由

森林所有者からの申し出があったため。

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上